

<個別案件確認表（東京都）>

東京都担当確認年月日 2019年4月22日

東京都作業部会確認年月日 2019年4月24日

事業名 特別競技用備品輸送

案件名 競技馬の航空輸送委託契約

確認の視点		東京都の見解	備考
経費の負担が平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであること		本委託の東京都負担については、大会経費のうち、パラリンピック経費については、組織委員会、東京都及び国がそれぞれ 2 : 1 : 1 の割合で負担するという平成 29 年 5 月 31 日の合意の考え方に基づくものであることが確認できた。	
事業の執行に当たり、大会運営を担う組織委員会が一括して執行した方が効率的、効果的であること		本事業は、東京 2020 大会における馬術競技の開催のための競技馬輸送であり、大会運営の一環として行う、競技・大会運営の観点から必須の事業である。 また、組織委員会が IOC や IF 等と協議して実施するため、全体最適性を担保すべき観点から、組織委員会が一元的に実施することが効率的、効果的である。	
経費の内容等が必要性(必要な内容、機能かなど)、効率性(適正な規模、単価かなど)、納得性(類似のものと比較して相応かなど)等の観点から妥当なものであること	必要性	本事業で行う競技馬輸送は、東京 2020 大会における馬術競技の開催のために必要不可欠であり、競技・大会運営の観点から必須の事業である。	
	効率性	本事業は、V3 査定額の範囲内である。競走馬の輸送については、特殊な輸送であり操作者が限られること、使用する機材も特殊なものを用意しなければならないことを鑑みて、妥当な費用であり、効率性を担保していると判断した。	
	納得性	組織委員会からヒアリングを行うとともに、提示された費用内訳等により確認した。本件は、事業者から費用について内訳を徴取するとともに類似事例との価格比較を実施しており、納得性があると判断した。	
その他経費の内容等が公費負担の対象として適切なものであること		本事業にかかる費用は、大会、会場・競技運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であると確認した。	

*公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。